



幹事間折衝・窓口折衝は団交の代わりではない 証人尋問の開催を求める！

診断書強要行政訴訟第7回弁論

昨日東京地裁において、診断書強要行政訴訟第7回口頭弁論が開催され、多くの組合員・OBが傍聴しました。

弁論では、幹事間折衝も窓口折衝も問題なく運営されているとする会社主張に対して組合側が反論する準備書面と本部斎藤副委員長の陳述書を提出し、斎藤副委員長の証人尋問の開催を求めました。

これについて裁判長から、幹事間折衝が団交のかわりとなっていると被告側は主張し、組合側は機能していないと主張している。しかし、現実としてはこれまでそのような運用になっていた。組合は、今回のように争う機会があったのにそうしたことをしていない。なぜ、組合はそのようにしていなかったのか、組合としての主張を聞きたいとの意見があり、それに対して書面で提出することになりました。

弁論終了後の集会では、本部淵上委員長・仲田弁護士・車両所板倉分会長・OB会小黒幹事から挨拶、仲田弁護士から裁判の報告があり、斎藤副委員長から会社の団交拒否に対して繰り返し申し入れを行ったがことごとく拒否されている。証人尋問開催を求めて闘うと決意表明がありました。



次回は3月21日11時30分